

「まいにち笑顔 みんなが笑顔」

先週の7月1日（金）は何の日か知っていますか？

「日野市子ども条例の日」と言って、子供たちは日野市や日本の宝であり、未来の希望であるとして、子供たちを大切にすることを約束した記念日です。

少し難しい話をしますが、「権利」という言葉を聞いたことはありますか？

「権利」とは、ある事に対して、自分が当たり前にやっていいことや、他の人にしてもらっていいことであったり、自分が当たり前に守られたりすることを言います。そして、すべての人が生まれながらにもっている権利を「人権」と言って、これは、子供である皆さんたちにも当然あります。

「日野市子ども条例」には、子供たちが健康に育ち、自分らしく生きられるように、みんなが守っていく子供の4つの権利について書かれています。

1つ目は「生きる権利」です。命が守られること、愛情を受けること、きちんとした生活ができることなど、みんなが安心して生きるために必要な権利です。

2つ目は「育つ権利」です。安心できる居場所があること、遊ぶこと、学ぶこと、様々な体験をすることなど、みんなが元気に育つために必要な権利です。

3つ目は「守り守られる権利」です。いじめや虐待、差別といったひどいことから、自分を守り、周りから守られるための権利です。

4つ目は「参加する権利」です。社会に参加するために、自分の意見や考えを自由に言うことができ、受け止めてもらう権利です。皆さんにとっての社会とは、学級であったり七小全体であったり、身近な地域であったりします。

これら子供の4つの権利を、大人も子供もみんなで大切に守っていきましょと決めたのが「日野市子ども条例」です。そして、この子供たちみんなの権利を守っていくために大切なことがあります。それは、権利は自分のものだけれども、友達にもあります。だから、権利だからと言って、自分のやりたいことばかりをして他の人に嫌な思いをさせるのは、本当の権利ではありません。自分のことを大切にするのと同じくらい、他の人のことも大切にしていけることが大切です。また、学校・学級のルールを守ることみんなを大切にすることにつながります。

6月は「ふれあい月間」でした。これからも嫌な思いをする子が一人もなく、「まいにち笑顔」で「みんなが笑顔」になれる、そんな七小にしていましょ。

参考：日野市ホームページ【子ども条例について（子ども用）】

https://www.city.hino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/063/20210628.pdf